

不妊治療ペア検査費用助成事業について

保健予防課

1. 政策等の背景・目的及び効果

令和2年に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、希望するタイミングで希望する数の子どもを持てる社会を目指すため、不妊治療の経済的負担を軽減し、支援を拡充する方針が示されました。そして、令和4年4月より不妊治療に対する保険適用が拡大され、不妊治療においては広く市民の経済的負担が軽減されたところです。

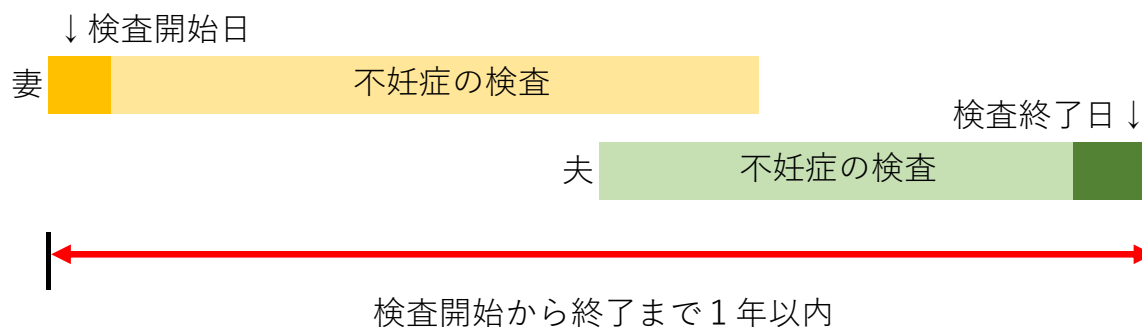
不妊治療の技術は日々進歩し、近年では不妊治療を受ける夫婦は約5.5組に1組と増加傾向にあります。その成功率は年齢とともに下がる傾向があり、早期に治療につながる事が重要です。

そこで、将来的に子どもを授かることを希望する夫婦を対象に、夫婦そろって早期に不妊症の検査を受け、必要に応じて適切な治療を始められるよう、不妊症の検査に要する費用の一部を助成するものです。

2. 内容

内 容	産婦人科又は泌尿器科を標榜する保険医療機関において実施した不妊症の診断・治療のため医師が必要と認めた不妊症の検査で、検査開始日から1年以内に夫婦（事実婚を含む）とも行った一連の検査費用の一部（保険適用の有無に関わらず）を助成
対 象 者	検査を開始した時点から申請日まで夫婦（事実婚を含む。）であること。 検査開始日時点で妻の年齢が43歳未満であること。 検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが継続して本市に住民登録をしていること。
助成金額	不妊症の検査に係る費用のうち、医療機関に支払った自己負担額（上限5万円）
助成回数	夫婦1組につき、1回

◎夫婦ともに1年以内に受けた不妊症の検査が助成対象



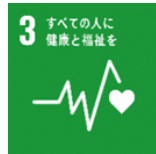
3. 実施時期等

令和6（2024）年4月

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標14 安心して妊娠・出産できる環境が整うまち



5. 関係法令・条例等

第4次少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 15,132千円（当初予算計上予定）

支出内訳：不妊検査費負担金（扶助費） 15,000千円（50千円×300件）

需用費（印刷製本費） 30千円

役務費（通信運搬費） 102千円

《財源》 一般財源：15,132千円